

ご存知  
ですか?

## 消費税軽減税率とインボイス制度のポイント

### はじめに

令和元年10月1日から消費税の標準税率が8%から10%に引き上げられる予定です。それと同時に「**消費税軽減税率制度**」がスタートし、同年10月1日より「**区分記載請求書等保存方式**」が、令和5年10月1日からは「**適格請求書保存方式(インボイス制度)**」が始まります。

今回は、この「**消費税軽減税率制度**」と「**区分記載請求書等保存方式**」・「**適格請求書保存方式(インボイス制度)**」についての重要なポイントを解説させていただきます。

[令和元年5月31日時点]

### I 軽減税率制度

軽減税率制度とは、令和元年10月1日に消費税の標準税率が10%に引き上げられるのと同時に実施されます。税率は**標準税率10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)**に対し**軽減税率8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)**(※1)となり、軽減税率の対象品目は下記のとおりです。

- ① 酒類・外食を除く飲食物品(※2)
- ② 週2回以上発行される新聞(定期購読に基づくもの)(※3)

(※1) 現行の標準税率8%の内訳は(消費税率6.3%、地方消費税率1.7%)となっており、配分が異なるので注意が必要です。  
 (※2) 食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。例えば、レストラン等での飲食は外食に該当しますが、テイクアウトや宅配は軽減税率の対象となります。また、食品には、医薬品、医薬部外品が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。  
 (※3) 軽減税率の対象となる新聞は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

### II 区分記載請求書等保存方式

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることとなりますが、その準備段階として、令和元年10月1日の消費税10%引上げと同時に「**区分記載請求書等保存方式**」による帳簿の保存等が必要となります。この区分記載請求書等保存方式はインボイス制度がスタートするまでの4年間限定の制度になります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【現行制度】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書保存方式】 (注1)	(上記に加え) ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え)(注2) ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに合計した税込対価の額

[出典:国税庁「よくわかる消費税軽減税率制度」より]

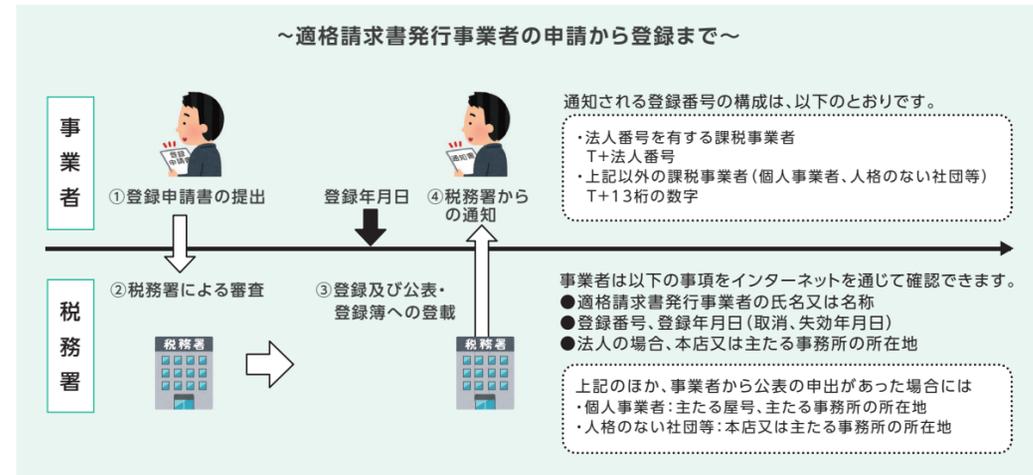
(注1) 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

(注2) 交付された請求書等に、「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに合計した税込対価」の額の記載がない場合には、これらの項目に限って、自らがその取引の事実に基づき追記(書き足す)することができます。具体的には、受け取った領収書等に「☆」や「※」マークを書き込んで軽減税率対象の金額とそれ以外の金額を明確に区分することで仕入税額控除が適用できます。

### III 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

令和5年10月1日以降は、上記の「**区分記載請求書等保存方式**」に代えて、「**適格請求書等保存方式(インボイス制度)**」が導入されます。原則として、「適格請求書発行事業者」として登録(※4)された事業者から交付された「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件になります。「適格請求書」とは、「売手が、買手に対し**正確な適用税率**や**消費税額**等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

適格請求書発行事業者は、(適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、)原則として取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて「適格請求書」を交付(※5)し、その写しを保存する義務があります。



[出典:国税庁「よくわかる消費税軽減税率制度」より]

(※4) 適格請求書発行事業者登録制度

- ① 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- ② 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。  
 なお、免税事業者は登録ができません。  
 登録申請書は、令和3年10月1日から提出が可能となります。令和5年10月1日の適格請求書等保存方式導入時から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を税務署に提出する必要があります。

(※5) 適格請求書の交付義務免除

- 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。
- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限ります。)
  - ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
  - ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
  - ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限ります。)
  - ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

### おわりに

今回は、消費税軽減税率とインボイス制度のポイントを解説させていただきました。インボイス制度については、区分記載請求書等保存方式や適格請求書発行事業者の登録など制度導入前の準備が必要となってきます。今から、皆様の現在使用されている請求書等をアレンジする検討を始めることが重要であると考えます。なお、消費税10%引上げに伴い、免税事業者の対応や消費税の計算方法など様々な変更がありますので、詳細につきましては顧問税理士の方や当事務所までお問合せ下さい。

お問合せ先

**税理士法人 エム・エイ・シー**  
 Masuda&management Accounting Consultant

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号第五博多備成ビル9F  
 TEL:092-431-3310 / FAX:092-431-3320 HP: http://www.mac-tax.or.jp

税理士法人 エム・エイ・シー  
 株式会社MAC(エクス)  
 福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号第五博多備成ビル9F